

## 夜間中学の設置促進に関する提言

### 【ポイント】

- 夜間中学に在籍する多様な生徒へのきめ細かな対応ができるよう、教職員定数の拡充など支援策の充実を図ること。
- 「夜間中学新設準備・運営補助」に関する事業の補助率のかさ上げ、補助対象の拡大などの財政支援の充実、及び夜間中学の設置準備に係る定数措置の創設を図ること。
- 通学の困難さによる格差が生じないように、遠隔教育実施のための要件緩和及び設備を整えること。

### (前文)

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や日本において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしている。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、『地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる』こととされており、また、文部科学省が定める「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」では、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学等が設置されるよう施策の推進を図ることとされている。

しかし、全国の夜間中学の設置状況としては、令和3年4月時点において、12都府県に36校が設置されるにとどまっており、今後夜間中学の設置を促進するためには、設置しようとする自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるような国からの支援が必要である。

### 1 安定的な運営のための定数措置等

#### (1) 多様な生徒への対応のための定数措置の拡充

夜間中学の教職員は、義務標準法において、昼間の中学校と同様の取り扱いがなされており、夜間中学を単独で開設する場合、教頭及び

教諭等の数は、1学級であれば4人、2学級であれば6人、3～4学級であれば8人程度の基礎定数の措置にとどまり、養護教諭や事務職員は、学級数によっては措置されない。また、基礎定数に加えて、「指導方法工夫改善」「児童生徒支援」「児童生徒への心身の健康への対応」「事務部門強化」に関して加配が要望できるが、都道府県全体としてみれば、他校の加配を減じなければならないなど安定した学校運営に必要な教職員を確保できなくなるおそれがある。

このことは学級や分校として設置する場合も同様であり、養護教諭や事務職員が不在になったり、各教科の授業を免許を有する教員が行うために本校（昼間の中学校）の教員に変則的な勤務を課したり、兼務発令したりしなければならない状況が生じる。

このため、当面は全ての教科において免許を有する教員が指導を行い、多様な生徒へのきめ細かな対応や生徒の安全・安心の確保が実現できるよう、教職員定数を拡充するとともに、「日本語指導」のように対象生徒の実態に即した教員数を保障する加配措置の基礎定数化を図ること。

最終的には、国において、夜間中学独自の教職員定数の標準を定めること。

## （2）日本語教育支援員の配置に関する財政支援

地域によっては、外国人の割合が高く、生徒によって日本語の習得状況や学習の習熟度が大きく異なるため、きめ細かな対応が可能となる施策の充実が必要となる。

このため、各自治体が日本語教育支援員や通訳の配置などを積極的に進められるよう、その人件費についても必要な財政支援の充実を図ること。

## 2 設置準備から設置後に至る継続的な支援

### （1）「夜間中学新設準備・運営補助」の事業の継続と財政支援の拡充

夜間中学の設置及び維持管理に係る財政面の負担を軽減するため、全ての都道府県において夜間中学が設置されるまで「夜間中学新設準備・補助事業」を継続するとともに、当該事業の補助率のかさ上げ

や都道府県も含めた補助対象の拡大を行うこと。

また、安定的な運営のためには、広報活動や教員研修等様々な取組が継続的に実施される必要があることから、5年の補助期間の緩和を図ること。

## (2) 夜間中学の設置準備に係る定数措置の創設

夜間中学の開設に向けて、ニーズの調査、協議会等の設置、教育内容の検討、広報活動などの実務が円滑に実施できるよう、設置準備に係る教職員の定数措置を創設すること。

### 3 通学の困難さによる格差の生じない教育機会の確保

#### ○ ICT を活用した遠隔授業を可能にするための要件整備

夜間中学においては、離島や中山間地域等の地理的条件により、就学を希望する者が広域に散在し、通学が困難な者も存在することが考えられる。居住地等による学びの格差が生じないよう、制度面や財政面の支援の充実を図ることが必要であり、その有効な手段の一つとして、ICT を活用した遠隔授業が挙げられる。

現在、遠隔教育特例校の指定においては、生徒が授業を履修する場所に教員が配置されることが基準の一つとなっているが、当該教員の配置が難しいため、遠隔教育が進まない恐れがある。

夜間中学には社会経験のある成人が一定数存在し、自立した学びが可能であると考えられることから、学校長が生徒の学習に支障がないと判断する場合には受信側の教員の配置を不要とするなど、指定の基準を緩和すること。

また、遠隔教育に係る ICT 機器等の整備への財政支援を措置すること。

令和3年6月10日

全国知事会